

寛延二年に比べると二万石余を減じ、享保三年の租入に比べれば更に半額以上の減少であり、人口についても文化五年の人口を延享四年に比すれば、一万三百九拾七人の減少であった。この人口減少は手余地の増加となり、文化七年には茨城郡内で、田二百町余、畑百八十四町余となっている。このため領主は節約を主として風俗矯正生活制限を出し、農本思想を説くと共に勤農方を設けて農業の奨励にめだた。初農作の第一は前記の如き多くの手余田の開拓であり、このため五ヶ年間の課税免除等の補助法を設けて開拓を奨励した。又このため人口増加策とあいまって入百姓制度を行い、文化十二年には移住民二百余戸を教え、維新までには四百五十戸を教えるに至った。農政方面についての藩政改革は主として土地問題をめぐる改革が行われ、水戸藩の天保改革にみられる如く検地による土地境界の決定、土地所有關係を明らかにし、賣い高、買いせ高をなくし、高に応じて免を行うことが農政の中心であるが、当藩に於ける場合、検地が農政の中心とならず、荒蕪地の開拓を奨励し、耕地の拡大を討る他、二三男の分家取立入百姓政策によって戸数の増加を討ると共に貢租負担農民の確保に努めたのであった。

藩政改革は結局、純粹封建的土壌所有を基礎とする封建領主の危機に対応する、領主経済の進直し策であり、封建支配の強化にあった。従つてその施政の特徴は藩庫の充実と安定を計るために努力を傾倒していることで、農村の救済も人口の増殖も、封建的農村社会の安定を計り、貢租負担農民の減少をいくとめようとするもので、

それは農奴制の強化をはかりつゝ、そうゆう古い基礎の上に封建権力のみを従来の規模に集中しようとしたものであった。このような封建反動は進み行く社会に対して一時的な活気をもたらしたものであったが、それが一面的対策に終つて根本的原因をぞいたものでなかつた点に不徹底さはまぬかれなかつた。

私はこの研究を通して近世封建社会の理解を深め、萌芽期に際して小藩である笠岡藩が、藩政改革を通じて如何に処したかを考えてみた。近世封建社会の諸問題を日本歴史において全体的に把握していくことは困難であり、単に幕府を中心として論ずるのでなく、諸藩の事情を調べ、それらの個々の研究の上に全体的把握がなされなければ眞の近世封建社会の理解は困難である。

水戸藩における山林制度

海 野 幹 雄

近世の山林制度は、田畑の制に比して地域的差異が甚しい。これらを総合してはじめてその性格が把握されるのであるが、現下に於ては、各藩の林制すら十分明らかでない。地域差とはいふものゝ、近世封建社会に於いて、或る程度同じ経済機構を持つ所から、共通点があるものであり、その上中世よりの慣習や地域的特殊事情が加味されて、近世の山林制度が成り立っているとみられる。即ち、

共通な問題点として、(一)近世封建制度の経済的基礎をなす貢租完遂の爲に、肥料の給源として山林野が利用された事、(二)藩は材木の自給は勿論、その商業的価値を利用して財政の補いとした事、(三)山林の保護育成を農民に義務づけ、その代償として下草、枯枝等の採取利用を認めるとゆう、相互扶助的な關係をもたせた事、(四)農業的田野と経済的田野の矛盾した性格から来る林制の複雑化という事等がその基本的なものと考えられる。その他山林の管理形体及びそれにとまなう権力關係、租税等も考慮されねばならぬ。

本研究に於いては、かゝる点について水戸藩の場合をみていくに当り、一応問題を、所有、管理、造林保護統制、利用義務の四項目に分けて取扱う事にした。

山林の所有形態は、大きく藩有林と民有林に分けられるが、その他に寺社有林と知行く持の山林がある。民有林中には、村有、部落有の入会形態もあり、特殊なものとして、藩と領民の共用になる所謂、部分林的性格をなすものもあつた。

藩有林は「御立山」と称し、始め、中世以来公有地のうち、杉、松等の木種の林立した地を定めたが、諸事情により後に成立したものも多い。これには發開的引上の場合もあり、篤志者の林立献納の例もある。もつとも後者の場合は發開等、藩の積極的な働きかけがあつた事は注意されねばならない。反面、木障の爲御立山を民間に下渡しすることもあり、藩としてその調整に留意の程がうかが

える。而して御立山は、幕府献納、藩内需要、村營請下附等の材木の自給と共に、その余剰をもつて財政の補いに利用された。その他種類として保安林や水源涵養林もみられる。

問題はむしろ民有林の場合に重要である。水戸藩に於ては、「分付山」として、正保元年(一六四四)に従来の百姓持山を公平に分け百姓の所有とする律法令を出した。而して分付山の意図は、単なる肥料や薪の給源地としての意味ばかりでなく、生活の補助として利用させた点に特色と意義をもつ。その分割は村単位に行つたが、村に山林が少なければ、農務経営上必要量の介、馬草、薪等は他に求めざるを得ない結果となり、それが他村入会となつて現われてくる。水戸藩にも各種の入会形態がとられたが、それが主要なものとなつていない事は右の如き事情によるものである。

寺社有地は、御朱印地は別として、主に社堂修繕等に当てられるものであるが、その他公用に供した例もあり、性格は分付山と同じといえる。知行く持分の山も分付山と共に早くからあつたが、これは藩から与えられたものか、以前より所有していたものを備前に認められたのかわ不明である。統制が強く、後には恩惠的に与える傾向が多分にみられる。

山林管理の役職は、山林行政に対する関心が強いたため、藩側及び村方において繁雑と恐われる程各種專向の役職が置かれたが、一般には、藩主―郡奉行―山檀目(所により大山守と称す)―小山守

の線で、上からの権力のもとに成りたつていた。養圃の役人には藩士激増期に、本山奉行、道橋奉行、材木奉行、普請奉行等が設置されたが、それが實際の任に當つたかは疑わしく、一切の責任は郡奉行にあり、実務は多郡七、八人の山番と稱する御手代が行つていた。村方に於ける管理は、十五ヶ村内外に一人宛、土地の有力者をもつて任じた山横目が全権をもつていた。所がその形体が大庄屋的であつた為、善としてもその地位を利用して、次第に他の一般民政も行わせる様になり、村方における農民中最高の権力をもつに至つた。

この様に山横目の性格が變つて来たのに対して、早くから各村に二人から四人程度置かれていた小山守は、村方役人の最下位にあつて実務に當つた。その出張とする所は、山林、番屋の巡視、積木調査、山林培養、木障切見廻り励行、御立山下草刈の監視、犯罪者告発等である。これらの一般役職の他に、善の奨励した漆切等の管理には別に、郡方及び各村にそれぞれ役人を設置した例もある。

かくの如き基本形体に立脚して、山林の利益は藩内需費自給、農業補給の面に主力がおかれたが、その中に悉く林相を保つための速しがじばく出された。寛政以降藩の財政難と共に、その補いとして積極的利用を始め、盛んに造林に當つた。江戸を控えて材木の販売も盛んに行われた様である。殊に産業樹種については、相当の力を注いで栽培に當り、国産にしようとした。就中漆は奨励されたものの一であり、これは単に藩財政の補いのみならず、農

民の生計補助にも役立つ事は事實である。しかしこれらは環境的に不利な為か、あまり成功はしなかつた。

この様に積極的な山林の保護育成と共に、山林の秩序情態を維持する為の統制政策がとられた事も挙げなければならぬ。その第一は分付山、寺社有林に対する無頼伐採禁止である。これは分付山鹿柵の際に押代金の半公納という制度と共に、山林の所有権及び利益権の問題を惹起し、重要であるが、さきの分付山認可の事情やその売買が許されていた事から推して、乱伐を防ぐ意図からといえる。特に巨木、巨木に対する統制は幾かつた。その他門松の制限等些事にわたる諸法令も多くみられる。

次に山林の利用、義務をみていくのであるが、御立山及び分付山の利用については既述した所であるので、ここでは藩から農民へ与えたものとして、御立山の附隨的利用と、それにとまなう農民の義務の相互關係について記すにとめる。利用の第一は災害時の給与で、個人に対するものとしては火災等が主たる場合である。第二に材木等の入れ柵下で、風折、立枯等積木がその対象となるのが通例である。第三として下草刈を許している事が挙げられる。その他特殊な例として、天保期の分家取立の際の材木給与、城下近辺の所で薪を作る事によつて、生計の補いとさせた事などがみられる。これに対して農民の義務は、御立山の刈草や植立の際に人足として出る事である。これには日雇録が出されたが、農民にとつてどの程度の

負担であったかは今のところ判明しない。代償なしの義務としては、防火線作りと野火監視で、いわば山林保護の面に於いてである。しかしながらこれらの義務は、専ら山林に關する限り大した反税の事例もみられず、藩のとつた利用義務の相互扶助關係は保持されたといえる。尚農民の義務として当然あげねばならぬものは、分付山の租税としての「分付山野鉾」の他多くの山林關係の雜説がかゝつていた事である。

以上水戸藩の山林制度を、主として諸法令により、その事實の究明に中心をおいて考證したわけである。勿論この問題の歸結点としては、種々の制度が行われるに至る因をなす農村の実態と、更に諸政に対する農民の動きを構造的にみる事にあると思われ、制度史的にみたといつても、史料や能力の不足から、他の土地制度との結びつきも不十分であり、その変遷を動的に把握する事も初意に反するものであったが、それらの点は今後の研究にまつとして、次に試論にすぎぬが、まとめとして、問題提起に対する結論をのべてみたい。

水戸藩はその創設に當つて、御三家として幕府の主力がおかれ、その意図から北部を始め豊富な山林が与えられた。これは反面耕地の少い事であり、その補いとして山林を利用する傾向となる。この事が水戸藩の山林制度を特徴づける基となつてゐる。即ち先述の問題の一の点については、中世以来の私有の山林をそのまゝ認め、貢

租完遂の爲の農業的利用の域より一歩出て、生計の補いとさせた事、その二の点においては藩のとつた積極策、第三の場合も相互關係が大した調整を生じなかつた事、又才田の点で農業林と經濟林は両立し得た如くで、林政の複雑化もみられない事等が、それを示すものである。総じて山林制度は整理されたものであると同時に、極めて緩和された余裕のあるものであるといえる。

尚本文ではふれなかつたが、これらを時代的にみた場合、大略前期の制度整備、中期の山林状態維持、後期の積極的利用と、その傾向から分けられる。

本稿は卒業研究の内容紹介を試みたものであり、紙面の關係から史料掲出は一切これを略した。主な史料は次の通りである。

「農林省編『日本林制史料水戸藩篇』、白河林太郎『帝國林制史』、
「水戸藩史料」彰考館所蔵文書（水戸紀年、探舊考證他）、水戸藩
産業史研究会所蔵文書（水戸藩山林制規、郡令令達他）、領内各村庄
屋文書（野口村、黒沢村他）、地方農政書（秘玄私考、清徳録他）、
その他及び山林關係諸刊行本。